

無線自動車識別標章の制定について

昭和 57 年 3 月 20 日
例規第 9 号
神ら企発第 50 号
神交企発第 87 号
神装発第 64 号
各所属長あて
本部長

警ら用無線自動車及び交通取締用無線自動車(以下「無線自動車」という。)の総合運用を図るため、無線自動車の所属及び呼出名称を識別する標章(以下「識別標章」という。)を次のとおり制定することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は、廃止する。

- 1 警ら用無線自動車(移動局)の呼出名称標章貼付について(昭和 42 年 5 月 8 日付神勤発第 79 号)
- 2 警ら用無線自動車のステッカーの張り替えについて(昭和 45 年 8 月 27 日付神指発第 309 号)
- 3 警ら用無線自動車のステッカーの張り替えについて(昭和 46 年 3 月 4 日付神指発第 67 号)

記

1 趣旨

多数の無線自動車を動員して行われる重大な事件事故の発生時における初動措置活動、暴走族の取締り等の際には、無線自動車の総合運用が特に必要であるので、識別標章を制定し、支障をきたしている現場指揮及び車両相互間の連携の不徹底を解消して、迅速的確な初動措置活動及び効果的な交通取締りの推進を図ろうとするものである。

2 識別標章を表示する車両

識別標章を表示する車両は、次に掲げる所属の無線自動車とする。ただし、いわゆる覆面車両は、除く。

- (1) 警察署
- (2) 自動車警ら隊
- (3) 第一交通機動隊
- (4) 第二交通機動隊
- (5) 高速道路交通警察隊

3 識別標章の表示要領

- (1) 様式、規格及び色
[別表第 1](#) のとおり
- (2) 表示位置及び表示方法
[別表第 2](#) のとおり

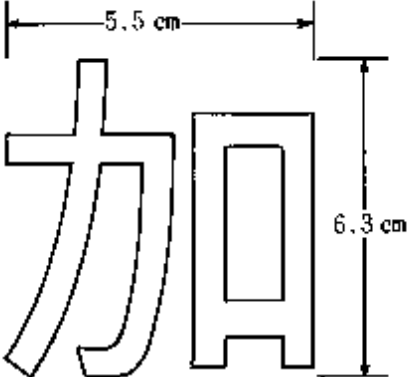
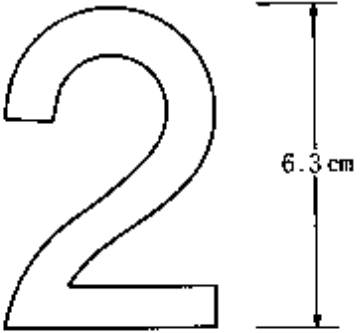
4 識別標章の実施期日

昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

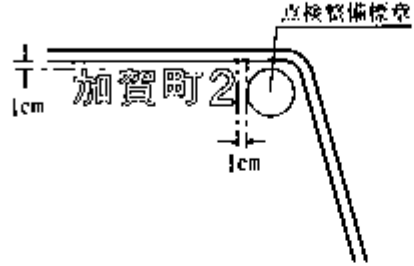
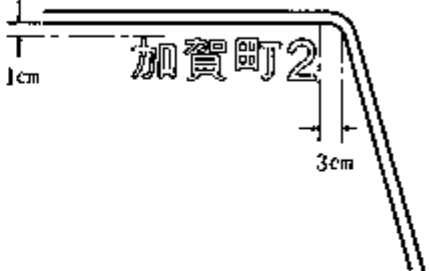
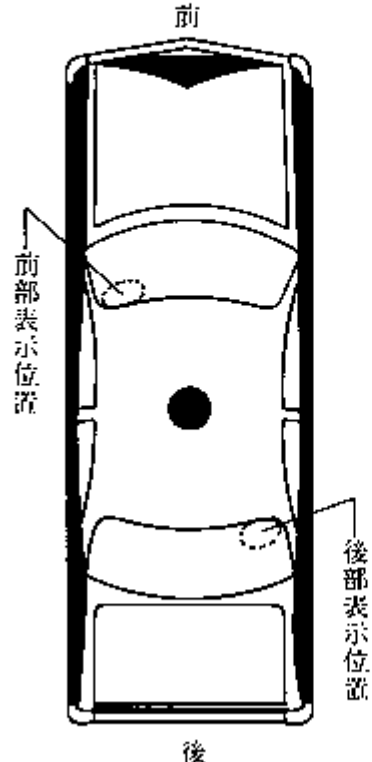
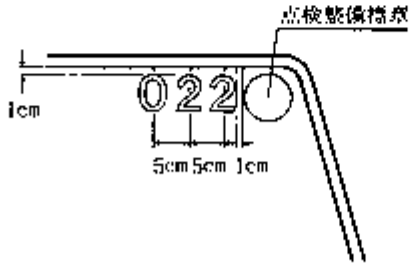
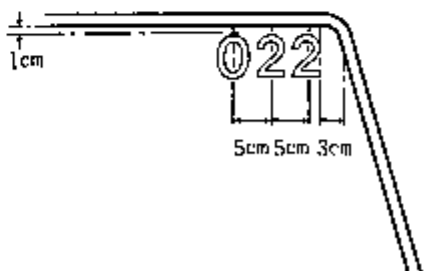
5 陸運局長に対する申請

[道路運送車両の保安基準\(昭和26年運輸省令第67号\)第29条第3項](#)に基づく陸運局長に対する申請手続は、警察本部(装備課)において行うものとする。

識別標章の様式、規格及び色

様式等 所属別	様式 (例)	規 格	色
警 察 署	<p>加賀町 2 山手 2</p> <p>(警察署名及び呼出名称の 番号)</p>	<p>警察署名</p>  <p>数 字</p> 	<p>○ 前面ガラスに表示する識別標章</p> <p>乳 白 色</p> <p>○ 後面ガラスに表示する識別標章</p> <p>黄 色</p>
自 動 車 警 ら 隊	<p>002 022</p> <p>(呼出名称の番号に 0 又は 00 を冠する。)</p>		
第 一 隊 通 機 動 隊 及 び 第 二 隊 通 機 動 交	<p>402 452</p> <p>(呼出名称の番号)</p>		
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	<p>502 522</p> <p>(呼出名称の番号)</p>		

識別標章の表示位置及び表示方法

位置等 所属別	表 示 位 置			表 示 方 法
	前 面	後 面	全 面	
警 察 署	 <p>(助手席側上部)</p>	 <p>(運転席側上部)</p>		<p>前面及び後面ガラスの外側にはりつける。</p>
自 動 車 隊 ・ 路 交 通 警 察 隊 ・ 第 二 交 通 機 動 隊 ・ 第 一 交 通 機 動 隊 ・ 高 速 道	 <p>(助手席側上部)</p>	 <p>(運転席側上部)</p>	